

令和3年12月10日

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹 印

通報受理日	令和3年9月29日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・面接 (時 分～ 時 分) ・郵便 ・電子メール ・F A X 	
通報者	<ul style="list-style-type: none"> ・実名 (※) ・匿名 	所属部署
通報内容	三田市公益目的通報者保護条例第11条第5項に公表義務があるにもかかわらず、公表されていない通報がある。	
調査経過	令和3年9月29日 公益目的通報をFAXで受理 同年9月30日 市長に受理報告書を提出，事務局に調査依頼 同年10月5日 事務局より関係資料を受理，ヒアリング	
調査結果	<p>1. 調査結果の公表について</p> <p>(1) 公表の根拠</p> <p>行政監察員は公益目的通報の調査結果を市長に報告し，報告を受けた市長はその結果を公表することになっている（三田市公益目的通報者保護条例第11条第5項）。また，公表の方法については，市広報，市ホームページ等への掲載等によるものとしている（同条例施行規則第14条）。</p> <p>(2) 公表実績</p> <p>現行政監察員である当職が令和2年4月に任命されたのち，本件通報を受理した令和3年9月29日までの間に10件の通報があった。</p> <p>このうち受理件数が7件，不受理件数が3件である。受理7件のうち，本件通報時点で調査結果を報告したのは6件である。通報時点で，6件全て公表されていた。通報時点で報告未了の1件については，本件通報があった後に当職から市に調査結果を報告した。本日現在公表は未了であるが，事務局に問い合わせたところ，公表手続きを進めているとの報告を受けた。</p> <p>(3) 現行政監察員就任以前の公表実績</p> <p>当職就任以前の公表について事務局に確認したところ，公表対象となっている案件を公表しなかった事実はない。</p> <p>(4) 結論</p> <p>以上から，「公表されていない通報がある」との本件通報の事実は無い。</p> <p>2. 調査結果報告から公表までの期間について</p>	

本件通報に対する結論は上記のとおりであるが、通報者の意図としては、行政監察員が調査結果を市に送付してから、実際にホームページ等で公表されるまでの期間が1か月以上の長期にわたっているとの問題意識があると推測できる。

このため、直近の公表分について事務局に公表過程を照会したところ、結論として、1か月強の期間を要したのは、やむを得ないものと判断した。また、多くの事案で1か月程度以上の期間を要することも、やむを得ないと判断した。理由は次のとおりである。

- (1) 本日現在の最新の公表は、令和3年10月4日公表の調査結果報告書である。通報日は令和3年6月3日で、行政監察員が同年8月31日に報告、同年9月1日に到着し市長が開封した。その後、内部協議、資料作成、公表期日の調整等を経て、10月4日に公表された。
- (2) 当職が聞き取った経緯から判断すると、1か月強の期間を要した原因としては、議会日程があったこともあるが、むしろ、関係部局が複数に亘っているため市の見解をまとめるのに時間を要したこと、改善策を検討するために相当の時間を要したことが大きく影響したと考えられる。
- (3) この点、まずは調査結果の公表をするべきとの考え方もあり得る。しかし、市が幅広い業務を対象としていることを踏まえると、行政監察員が提出した報告書を単に公表するだけでは、十分な説明責任を果たしたことになる場合がある。したがって、公表作業と並行し、改善策を検討していくことは合理的である。
- (4) また、最新の公表分以外でも、事案によっては期間を要する場合があると思われる。例えば、調査結果報告の公表が情報公開条例の規定に照らして行うこととされているため、条例に基づき公開・非公開の内容を検討したうえで適正に処理するための検討過程も必要と考えられる。
- (5) 条例及び規則で公表時期は規定されていないが、趣旨から迅速に公表される必要がある。しかし拙速は避けるべきであり、事案によっては1か月以上の期間を要したとしても、条例の趣旨目的に反するものではない。

3. その他

通報から公表までの期間は、報告から公表までの期間に加えて、行政監察員の調査報告期間の長短にもよる。通報から報告までは2か月以内とされているが、諸事情によりこの期間を超過することがある。

行政監察員としても、報告までの期間を短縮するように努めたい。

以上

添付資料の内訳	
備 考	